

学校いじめ防止基本方針（令和5年度）

令和5年4月

新潟市立曾根小学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築しそれぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

2 いじめ防止のための教育活動

(1) いじめを生まない人間関係や学校、学級風土づくり

◎ どの子も「学校が楽しい」と思える教育活動の展開

- ① 全職員が、いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢をもち、児童の人権感覚の育成に努める。
- ② 児童一人一人をよく見る、かかわる、寄り添うことに努め、児童との信頼関係を築く。
- ③ 学校教育活動全般を通して、子ども一人一人のよさを見付け、一人一人の気持ちに寄り添った対応に努める。
 - ・ 学級会活動を充実させ、組織的な学級づくりを推進する。
 - ・ 行事では、「めあて」を立てるだけでなく、活動の途中で声掛けを行い、「振り返り」を確実に取り組んで、全員が成就感・満足感が味わえるようにする。
 - ・ 縦割り班活動では、事前・事後や支援を丁寧に行い、自主的な活動になるようにし、教師も児童と一緒に活動しながらリーダーシップやフォロアーシップを育む。
- ④ 自己肯定感をもち、お互いを認め合い、いじめを生まない学級、学年づくりに努める。
- ⑤ 道徳授業の充実に努めるとともに、楽しく分かる授業づくりに努める。
- ⑥ 全職員で、多方面にわたる子どもたちの情報を共有し、情報交換会（木曜日）を設定し、適切な指導・支援を行っていく。

(2) いじめの早期発見

① 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケートやアセス等の活用、教育相談体制を充実させる。

◎ アンケートの実施

- ・ 具体的な状況把握のためのアンケートを実施する。（新潟市教育委員会提示の質問用紙を使用）
- ・ 児童が安心して記入できる環境を整える。
- ・ いじめアンケートとすべての児童を対象にした教育相談（オアシスタイム）をセットで行う。
(年3回)
- ・ 児童が記入した用紙は即日複数の教職員と管理職で確認する。

② 全職員で、情報を収集、整理して共有し、隔週で指導・支援・見守りの状況について適切かどうか検討していく。

3 いじめへの対応

- ① いじめを認知したら、直ちに解決のための行動をとり、速やかに組織で対応する。
- ② 「校内いじめミーティング」を開催する。
- ※ 管理職を含む関係者で迅速に開催する。
- ※ 話合いの内容は記録する。（新潟市教育委員会のメモを使用する→高レベルは新潟市教育委員会に報告する。別紙いじめ認知度レベルを参照）
 - ・ いじめの解決に向けた手順と方針をその日のうちに決定する。（いじめ対策委員会）
 - ・ 全職員での共通理解を図る。
 - ・ 多方面からの情報収集、整理、全体像の把握を行う。

当事者の言い分（本音）を平等に聞き合い、感情を確認する。行為や状況だけでなく、感情や関心ごと、背景、経緯等も細かく聞き取る。また、リソースを探し、視点や意識の変換を図る。例えば、性格、趣味、特技、やれていること、好きなもの（人）、大切なものの（人）、将来の希望や夢、学校での様子（成績、学習状況、好き嫌い、課外活動、出席状況、行事への参加状況、友人関係、教師との関係、居場所等）、家族構成や家族関係、生育歴、保護者の願い、これまでの支援と結果等。
- ③ 記録を保管する。
 - ※ アンケートなどの調査用紙（原本）は児童が卒業するまで保管する。
 - ※ 調査結果をまとめた資料を別に作成し、児童の卒業後5年間保存する。

特に、重要度（高）の事案については、対応を含むすべての資料を確実に保管する。

② 被害児童、保護者への心のケアに努める。

- ・ 担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が、ていねいに心情を聴きとる。
 - ・ 安心して生活できる学習、生活環境を確保する。
 - ・ 医療機関への受診が必要と判断される場合は、保護者との相談を経て、受診を勧める。
 - ・ いじめを起こしてしまったことを謝罪し、解決に向けて全力を尽くすことを伝える。
 - ・ 保護者の意向をていねいに聴きとり、解決に向けての方策を共に検討する。
 - ・ 「解消」については適切な判断をする。
- ※ 加害行為が相当期間なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることが判断の基準である。（相当期間とは3か月を目安とする）

③ 加害児童、保護者への対応

- ・ その行為がけっして許されない行為であることと相手の心の痛みを理解させ、再発防止を自己決定できるような指導を行い、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出す。
- ・ 児童の行為に関わる事実を伝え、行為の重大さを認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、協力を求める。
- ・ 本人の不定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して、家庭環境への支援を行う。

④ その他

- ・ 必要に応じて、周囲の児童への指導を行う。
- ・ 必要に応じて、保護者、地域、関係機関と連携して対応する。

4 重大事態への対処

（1）重大事態への対処の方針

万一、重大事態が発生した場合は、次の方針のもと、全力でその対処にあたる。

- いじめを受けた児童の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに関する事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた児童とともに、いじめを行った児童に対しても、その心情に十分に寄り添つて指導支援する。
- 予め新潟市教育委員会に事案の発生を報告するとともに対応を協議する。

(2) 重大事態の意味について

重大事態とは、以下の5つの状況をいう。

- 児童が自殺を企図した場合<自傷行為や「死にたい」などのつぶやきへの対応>
 - ・ 自殺につながる可能性がある場合について、新潟市教育委員会へ一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

(3) 重大事態が発生した場合の初期対応

重大事態に係る情報を速やかに収集整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を教育委員会に報告する。

① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめの状況をはじめとする事実について、いじめを受けた児童からいねいに聴き取るとともに、他の児童や教職員に対して、アンケートや聴き取り調査を行う。なお、いじめを受けた児童や情報をくれた児童を守ることを最優先とする。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望や意見を聴取りし今後の調査を実施する。

(4) 調査結果の提供

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適時適切な方法で情報を提供する。また、必要に応じて経過報告をする。その際、関係者の個人情報に十分配慮する。

いじめ問題解決フロー チャート

いじめの情報

日常の観察、児童からの訴え、教育相談、他の児童生徒・保護者・地域からの情報提供、アンケート、学校適応感尺度等

